

ダイビングプールにおける団体登録基準

【共通団体登録基準】

- (1) 団体登録は、5名以上の人数とします。
- (2) 登録先の住所及び代表者等に変更がある場合は、その都度変更届をご提出ください。
- (3) ライフガードの指示には、必ず従ってください。
- (4) 団体利用に際し、事故・トラブル等が発生した場合は、その団体の責任において解決し、当水泳場は一切の責任を負わないものとします。

【個別団体登録基準】

登録者の中に次の基準を満たしている者が1名以上いることが必要です。

○飛び込み利用の場合

- ① (財) 日本水泳連盟の公認資格を有している者
- ② 日本赤十字社水上安全法救助員以上の資格を有している者
- ③ 公益財団法人日本スポーツ協会の公認資格を有している者

○スキューバーダイビング、シュノーケル利用の場合

- ① 国際ライセンス資格（インストラクター以上の資格）を有している者
 - ② 国際ライセンス資格（インストラクター以上の資格）に準ずる資格を有している者で、ダイビング保険に加入している者
- なお、準ずる者とは、活動中に安全等を確保できる技術等を有している者とします。

○アーティスティックスイミング利用の場合

- ① 公益財団法人日本水泳連盟のコーチ資格・審判員資格を有している者
 - ② 公益財団法人日本水泳連盟のコーチ資格・審判員資格に準ずる資格を有している者
- なお、準ずる者とは、活動中に安全等を確保できる技術等を有している者とします。

【注意事項】

資格・保険については、それぞれ証明書等のコピーを利用登録申込書に添付して提出ください。スキューバーダイビング、シュノーケル利用の場合は、参加者全員の保険加入を必須条件としますが、他の利用の場合でも、何らかのスポーツ保険に加入することを願います。"